

歯科診療に係る厚生労働大臣の定める掲示事項

有床義歯修理に関する歯科技工の体制

患者様の求めに応じて、迅速（2日以内）に有床義歯（入れ歯）の修理装着を行える体制として、常勤の歯科技工士を有する歯科技工室を設置しております。なお、修理済義歯の装着日につきましては、担当歯科医師にご相談ください。



クラウン・ブリッジ維持管理

装着した冠（クラウン）やブリッジについて、口腔内を清潔に保ち長く快適に使えるよう、2年間の維持管理を行っております。異常があればそのまま放置せずお早めにお知らせください。

有床義歯の取扱いについて

有床義歯は、前回の作製より6か月を経過していない場合、受診医療機関を問わず特別な場合を除き新たに作製することは認められておりません。